

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年12月4日
香川県知事 浜田 恵造

1 意見の対象となった届出に係る公告

平成27年6月12日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出)

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMダイキ牟礼店
高松市牟礼町大字牟礼字下窪988番地の1外

3 法第8条第1項の規定により高松市から聴取した意見の概要

該当なし

4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

1. 意見書を提出した者
高松市牟礼庵治商工会

2. 意見の概要
開業時刻の変更については、過去に死亡事故の発生したこともあり、通勤・通学時間と重なることも含め、進入・退出路等に工夫を行うとともに、十分な周知方法をとって頂きたい。

5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

| | |
|------|-----------------------------------|
| 縦覧場所 | 香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課 |
| 縦覧期間 | 平成27年12月4日(金曜日)から平成28年1月4日(月曜日)まで |